

「食品アクセス」を拠点の重点業務に位置付け・活動を開始

食料農業農村基本法の改正により「食品アクセスの確保」が新たな政策課題とされたことを踏まえ、大消費地を担当する拠点として「食品アクセス」の現場に向けた活動を重点実施。

○ 施策分類

食品アクセス

○ きっかけ・背景、課題の把握

食料農業農村基本法の改正により、国民一人一人の食料安全保障を実現するための「食品アクセスの確保」が新たな政策課題とされたが、全国で最も人口が多い東京には「食品アクセス」に係る様々な懸念が存在。このため、これまでの農業に加え、「食品アクセス」の現場に向けた活動を当拠点の重点課題と位置付けた。

○ 取組の内容

これまで当拠点と接点がなかった各自治体の福祉担当部局、社会福祉協議会、フードバンク等を訪問するなどして、食品アクセスの向上を支援する当省事業等について紹介、各自治体・地域の状況の把握を進めるとともに、新たな関係の構築を図った。

○ 効果・成果、今後の方向性

令和6年12月末の時点で、これまで当拠点と接点がなかった12の特別区（農地が存在しない）を除く全ての自治体に対して、事業の紹介と状況把握等を実施した。把握した状況の例として、フードドライブはリサイクル担当部局、フードパントリーやこども食堂は福祉担当部局のように担当が分かれている自治体が多いが、横の連絡が不十分なケースが見受けられた。また、自治体と社会福祉協議会の連携が希薄なケースも散見された。将来的には、当省事業の活用等により、これらの解決への貢献を目指したい。



コミュニティフリッジでの
食品提供



買物弱者に向けた
移動販売

体制図

＜令和6年度以降＞

